

千曲市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要について

(1) 計画の主旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（病原性が高い新型インフルエンザ感染症等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体等の責務を定めた法律。以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、千曲市全体の態勢を整備するため定める。

(2) 改定の背景

- ◆ 特措法第8条に規定される市町村行動計画として「千曲市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年2月に策定。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症への対応や課題を踏まえ、令和6年7月に政府の行動計画、令和7年3月に長野県の行動計画を改定。

新型コロナウイルス感染症の課題

- ・ 平時の準備不足（国や県との連携）
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応（変異株による感染の波への対応、対策の切替）
- ・ 情報発信（感染症に係る差別、偏見の発生等）

- ◆ 特措法第8条に基づき、令和7年度中に市の行動計画を改定。

(3) 計画の目的

- ◆ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
感染拡大を抑え、医療提供体制の負荷を軽減し、適切な医療の提供と、重症者や死亡者数を最小化する。
- ◆ 市民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする
感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を行い、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

(4) 計画改定のポイント

- ◆ 平時の準備の充実
対策を切り換える対応段階を3段階（準備期・初動期・対応期）に分け、準備期（平時）の対応を充実させる。
準備期には、実践的な訓練、接種体制の準備、備蓄の勧奨、情報提供・共有等について記載。
- ◆ 対策項目の拡充
新型コロナ対応の経験を踏まえ、新たに項目を追加。
①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション（追加） ③まん延防止
④ワクチン（新） ⑤保健（新） ⑥物資（新） ⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保
- ◆ 柔軟かつ機動的な切替えの記載
状況の変化（検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等）に応じて対策を切り替えることを明記。
- ◆ 各対策項目の横断的視点
 - ①人材育成（感染症危機管理に携わる人材を育成）
 - ②国・県・市町村の連携（相互の連携体制やネットワークの構築）
 - ③DXの推進（有事での活用も念頭に置いた、平時からのICT化を推進）

(5) 各対策項目の対応段階ごとの主な取組

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	● 国、県他関係機関との実践的な訓練や連携強化 ● 市行動計画や業務継続計画の作成	● 市対策本部の設置 ● 対応に必要な人員体制強化に向けた対応	● 必要に応じ応援職員要請 ● 緊急事態措置に関する総合調整
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション（追加）	● 感染症に関する情報提供・共有 ● 偏見・差別等に関する啓発	● 感染状況の情報提供と感染対策の協力 ● 科学的知見等に基づく情報の提供・共有 ● 相談窓口の設置	● 初動期に引き続き正確な情報を市民に共有し、感染対策の呼びかけや誹謗中傷対策を実施
③まん延防止	● まん延防止対策を機動的に実施するため、有事に市民・事業者の協力を得るため理解促進を図る	● まん延防止対策として基本的な感染対策等の取組を勧奨 ● 業務継続計画に基づく対応の準備	● 初動期に引き続き感染対策の取組の勧奨 ● 緊急事態措置に関する総合調整
④ワクチン(新)	● 接種体制の構築 ● ワクチンに関する情報提供・共有 ● DXの推進	● ワクチンの流通・接種に必要な体制の構築 ● 医療関係者へ予防接種の協力要請	● 流行株の変異状況や副反応等の情報に注視しながらワクチン接種を迅速に進める。 ● ワクチンの情報収集と市民への周知・共有
⑤保健(新)	—	—	● 県が実施する健康観察や感染者等に対するサービスの提供等に協力
⑥物資(新)	● 必要な感染症対策物資等の備蓄	● 準備期に引き続き必要な感染症対策物資等の備蓄	● 初動期に引き続き必要な感染症対策物資等の備蓄
⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保	● 有事に市民生活や社会経済活動の安定を確保できるよう体制整備の勧奨	● 事業継続に向けた準備等の勧奨 ● 生活関連物資等の安定供給に関する情報提供・共有	● 生活支援を要する者や、学びの継続に関する支援 ● 社会経済活動の安定確保を対象とした対応

(6) 計画の構成

第1編 行動計画の基本事項
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画
第1節 作成の主旨
第2節 市行動計画の位置付け
第3節 対象とする疾患
第2章 行動計画の改定と感染症危機対応
第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験
第2節 市行動計画改定の目的
第3節 感染症危機管理の体制
第2編 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
第5節 対策推進のための役割分担
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点
第1節 市行動計画における対策項目等
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等
第1節 市行動計画の実効性確保
第3編
*発生段階（準備期、初動期、対応期）に応じて、各対策7項目に沿った対策を規定

(7) 改定スケジュール

時期	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画改定	素案					案			改定後 行動計画	
会議等	●第1回対策本部会議					●学識経験者 意見聴取	●パブリックコメント		●第4回対策本部会議	●公表
			●第2回対策本部会議			●第3回対策本部会議				
議会	●概要報告						●進捗報告			●完成報告